

りん&けいと人権博士と人権問題を考えよう！！

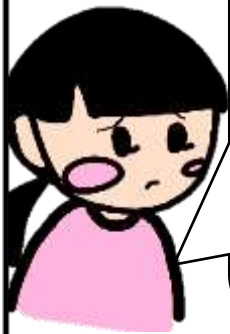
(人権週間)

(職場のハラスメント)

部落差別をはじめとする、いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題。



インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。



解決させるためには、一人一人が様々な人権問題を自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、意識し考えることが必要なんじゃ。

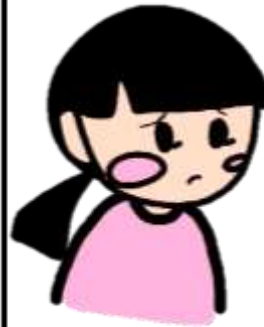


**12月4日から10日は
人権週間です**

この人権週間にきっかけに人権について考えてみませんか？



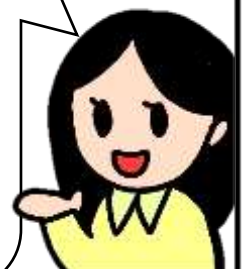
12月は職場のハラスメント撲滅月間です。
ハラスメントは身近な人権侵害です。



身体的、精神的な攻撃をするパワハラ。個人を尊重せず、過剰、または過小評価をすること、家族の事など仕事に関係ないプライベートに立ち入ることもパワハラになります。



また、セクハラ、カスハラ、マタハラなどといった様々なハラスメントもあります。
令和4年4月からは、ハラスメントを防止するための取り組みをすることが、すべての事業主に義務化されました。



職場のハラスメントをなくしていくためには、ハラスメント問題に関する理解と関心を深めることが大切じゃ。仕事で関わる人たちをお互いに尊重し合い、ハラスメントのない職場にしていきましょう。

